

令和5年10月

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

【資料1】調査の概要

<調査対象期間>

令和4年度間（令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日）

<調査対象>

岡山県内全ての国公立 小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	377	96,499
中学校	162	50,145
義務教育学校	1	410
中等教育学校	2	1,112
高等学校	89	54,097
特別支援学校 ※	16	2,252
計	647	204,515

※ 特別支援学校については、いじめに関する調査のみ実施

※ 政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施について、財源や人事、組織に関する権限を有し、それに基づいて、岡山市の実態を踏まえた目標や指標を設定し、独自の教育施策を推進しています。

ここでは、県民の皆様に、岡山県全体の教育の状況をお知らせするため、岡山市における結果も含んだ数値を公表しています。

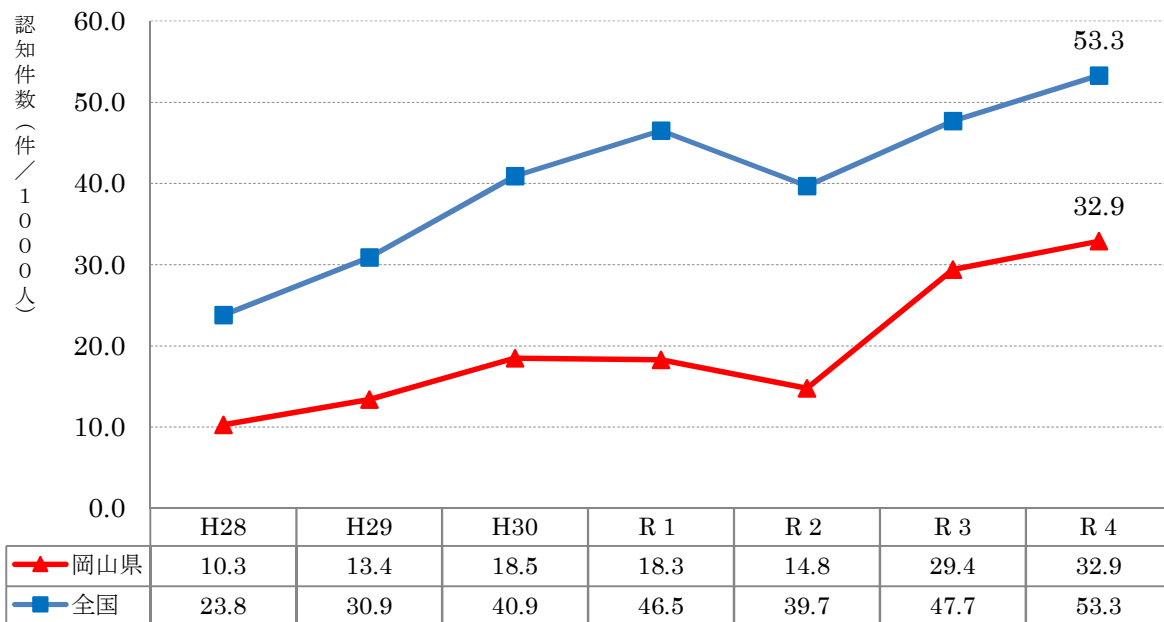
【資料2】いじめの認知件数、解消率 等

・認知件数は、全体で638件増加した。

<国立・公立・私立 小・中・高・特 計>

年度	認知件数	いじめの解消率 (%)		1,000人当たりの件数	
	岡山県	岡山県	全国	岡山県	全国
令和2年度	3,072	70.3	77.4	14.8	39.7
令和3年度	6,085	71.6	80.1	29.4	47.7
令和4年度	6,723	66.0	77.1	32.9	53.3

1,000人当たりのいじめの認知件数の推移（小中高特計）



○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ いじめが解消している状態とは、次の2つの要件を満たすこととする。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（3か月が目安）していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

【資料3】高等学校中途退学者の状況

・中途退学率は全国と同様に増加傾向にあり、0.2%増加した。

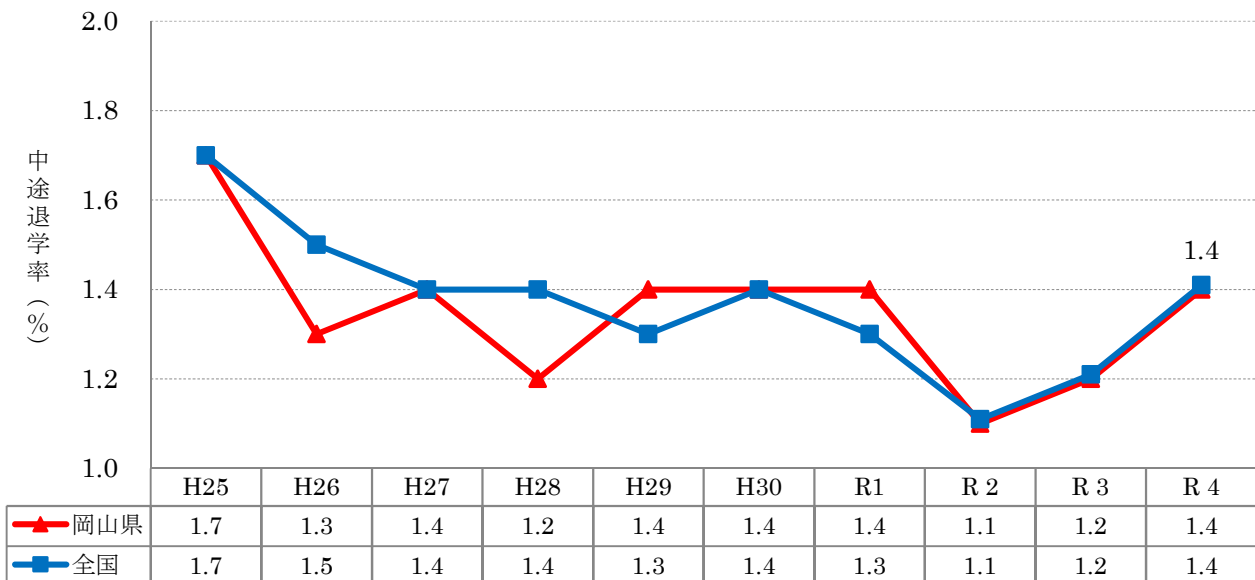
<国立・公立・私立 計>

中退者数・中退率等	国立・公立・私立			
	中途退学者数	在籍者数 <4/1 現在>	中退率 (%)	
年度			岡山県	全国
令和2年度	633	55,696	1.1	1.1
令和3年度	683	55,064	1.2	1.2
令和4年度	755	54,556	1.4	1.4

○ 中途退学者の定義

「中途退学者」とは、当該年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

高等学校中途退学率の推移（国公立計）



【資料4】長期欠席・不登校等の状況

- ・小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国と同様、増加傾向にあるものの、全国平均と比べて-6.9人と下回った。
- ・高等学校における1,000人当たりの不登校生徒数は、全国平均を上回っているものの、全国との差は小さくなっている。

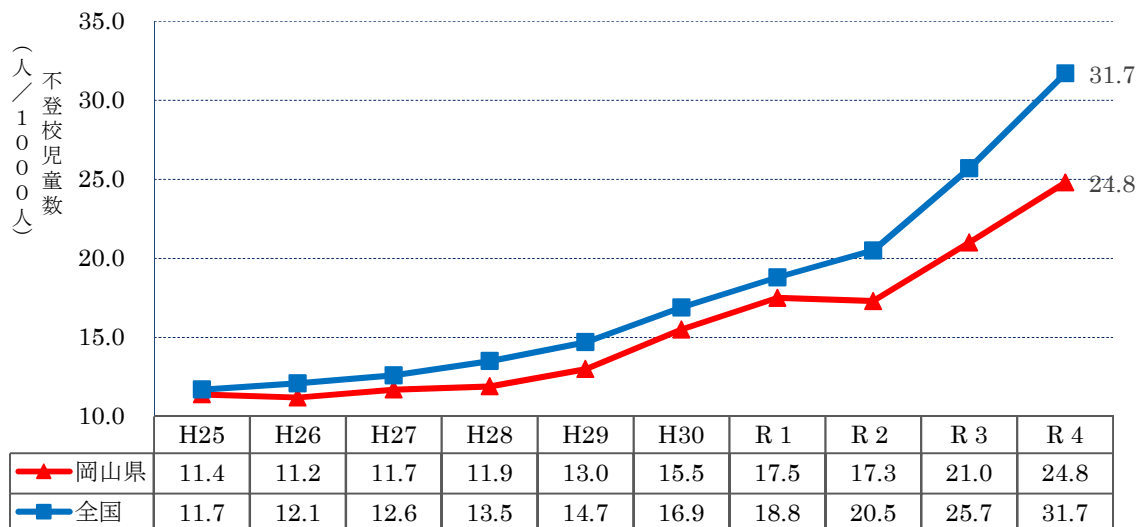
<国立・公立・私立 計 小中学校における長期欠席者数理由別内訳、1,000人当たりの不登校児童生徒数>

校種	年度	長期欠席者数	理由別人数					1,000人当たりの不登校児童生徒数	
			病気	経済的理由	不登校	※1 ウイルスの 感染回避	※2 新型コロナ	その他	岡山県
小学校	R 2 年度	2,193	346	0	933	322	592	9.4	10.0
	R 3 年度	3,012	386	0	1,146	547	933	11.7	13.0
	R 4 年度	3,611	452	0	1,389	284	1,486	14.4	17.0
中学校	R 2 年度	3,103	789	0	1,667	199	448	32.5	40.9
	R 3 年度	4,015	1,028	0	1,992	275	720	38.8	50.0
	R 4 年度	4,529	1,255	0	2,279	194	801	44.8	59.8

小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
岡山県	17.3	21.0	24.8
全国	20.5	25.7	31.7

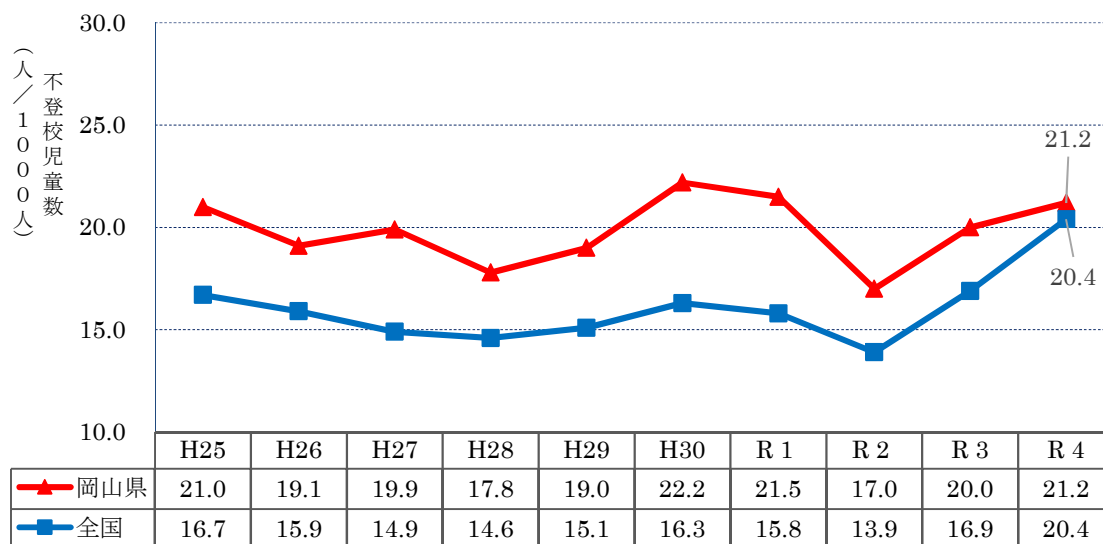
1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移（小中学校計）



<国立・公立・私立 計 高等学校における長期欠席者数理由別内訳、1,000人当たりの不登校生徒数>

校種	年度	長期欠席者数	理由別人数					1,000人当たりの不登校生徒数	
			病気	経済的理由	不登校	※1 ウイ ルス の 感 染 回 避	※2 新 型 コ ロ ナ	その他	岡山県
高等学校	R 2 年度	1,480	315	4	874	110	177	17.0	13.9
	R 3 年度	1,910	317	3	992	178	420	20.0	16.9
	R 4 年度	2,567	539	2	1,034	162	830	21.2	20.4

1,000人当たりの不登校生徒数の推移（高等学校計）



○ 長期欠席者数の定義変更について

(1) 長期欠席者数の定義

R2調査以降 3月31日現在の在学者のうち、調査対象年度間に、連続又は断続して30日以上欠席（出席停止・忌引き等を含む。）した児童生徒数。

(2) 理由別長期欠席者数の定義

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しない、あるいははたかともできない状況にある者。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

※1 「新型コロナウイルスの感染回避」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者。

※2 「その他」の中に、コロナの罹患、濃厚接触等で出席停止となった日数も含まれる。

【資料5】暴力行為の状況

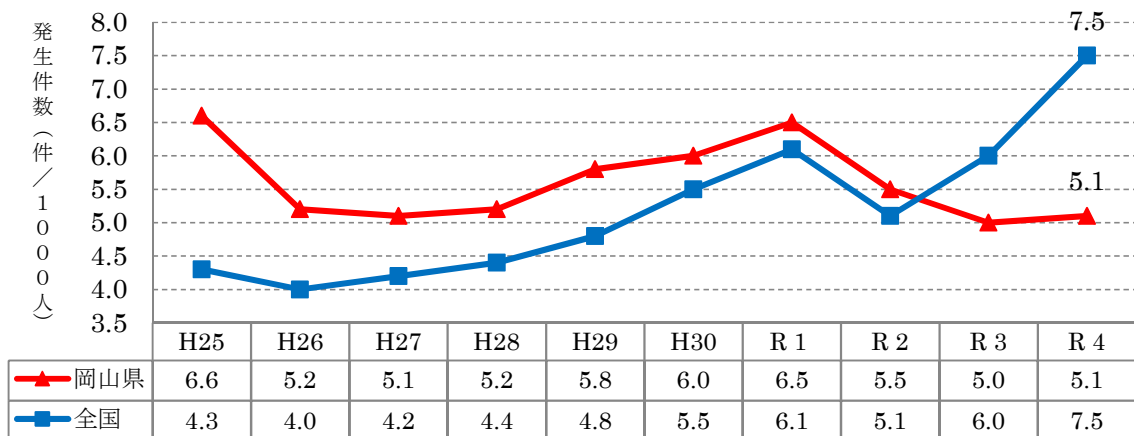
・小中高合わせた1,000人当たりの暴力行為の発生件数は、全国平均と比べて-2.4件と下回った。

<国立・公立・私立 計>

小中高における1,000人当たりの暴力行為の発生件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
岡山県	5.5	5.0	5.1
全国	5.1	6.0	7.5

1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移（小中高計）



校種	年度	学校総数	発生件数計
小学校	令和2年度	385	523
	令和3年度	385	488
	令和4年度	378	498

1,000人当たりの発生件数	
岡山県	全国
5.3	6.5
5.0	7.7
5.1	9.9

中学校	令和2年度	166	507
	令和3年度	166	442
	令和4年度	165	432

9.9	6.6
8.6	7.5
8.5	9.2

高等学校	令和2年度	90	103
	令和3年度	91	91
	令和4年度	91	96

1.8	1.2
1.7	1.2
1.8	1.3

<形態別発生件数 国立・公立・私立 計>

	対教師暴力				生徒間暴力				対人暴力				器物損壊			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
R 2	122	94	11	227	348	349	69	766	2	7	1	10	51	57	22	130
R 3	67	75	5	147	370	306	63	739	7	4	2	13	44	57	21	122
R 4	96	48	6	150	353	335	67	755	1	10	4	15	48	39	19	106

○ 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

県教委における今後の取組

(政令指定都市である岡山市を除く)

1 組織的生徒指導の更なる徹底

- ・ 生徒指導担当者を中心とした、全教職員によるきめ細かな状況把握や情報共有に基づいた組織的対応など、学校の生徒指導体制の充実
- ・ 『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』をもとに、「支援対象者リスト」や「ステップアップ支援シート」等のツールの有効活用、SC、SSW等の専門家と連携したケース会議の開催等、個々の状態に応じた具体的な支援策を講じるための組織的対応力を強化
- ・ 全ての児童生徒が校内で安心して過ごすことができるよう、自立応援室（別室）の県内全域への展開に向け、「心の居場所推進プロジェクト」（別室指導実践研究）の更なる充実
- ・ 指導主事や自立応援室推進員等の学校訪問による指導・助言、別室指導の好事例やICTを活用した不登校対策の有効な実践事例の普及
- ・ 児童生徒の小さなSOSも見逃さない教育相談体制の整備、専門家や関係機関と連携した指導と適切な支援の充実
- ・ 不登校やいじめ等への学校の組織的対応力の強化に向けた管理職や担当者への研修の充実と、校内研修等で有効に活用できる各種資料の提供
- ・ いじめ問題対策基本方針に基づき、日常の観察、アンケート調査や個別面談等の工夫などにより「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見、早期対応及び確実な解消に向けた取組を徹底

2 児童生徒の規範意識・コミュニケーション能力等の育成

- ・ 落ち着いた学習環境の下、自らの夢や目標の具現化に向けた自己存在感や充実感を感じられる学校・学級づくりの推進
- ・ 特別活動や体験活動等の充実による自己有用感の高揚及び感情のコントロールやコミュニケーション能力の育成
- ・ 道徳教育や特別活動の充実及び警察等と連携した非行防止教室やあいさつ運動等の実施による規範意識等の醸成
- ・ 情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対し、「今こそ、見直そう！わが家のスマホネットルール」等の啓発チラシの配付やPTA研修等により、スマホの利用に関する家庭のルールづくりを促進

3 専門家や関係機関、医療等との連携の推進

- ・ 自立応援室の設置や教育支援センターの機能強化、フリースクールとの連携等、不登校児童生徒一人一人のニーズに応じた学校内外における多様な学びの場の整備促進
- ・ 組織的対応と早期対応を重視したSC、SSW等の専門家の積極的な活用による適切なアセスメントの実施と先を見通した対応の充実
- ・ 学校警察連絡室等、関係機関と連携した取組の推進及び生徒指導ノウハウの普及

4 総合的な不登校対策

- ・ 文部科学省にて「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が策定され、全ての子どもたちに「多様な学びの場」の整備が求められており、県教委においても、これまでの不登校対策を整理するとともに、社会的自立に向けた支援を更に充実させるため、総合的な不登校対策を速やかに検討

SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）